

## すわ公園交流館運営協議会設置要綱

平成15年7月22日

告示第273号

### (設置)

第1条 市長は、四日市市すわ公園交流館（以下「交流館」という。）を運営するに当たり、中心市街地活性化の拠点施設という設置の目的に即した事業の企画及び実行並びに施設の管理及び運営方法を協議するため、すわ公園交流館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 交流館及びその周辺で行う事業の企画及び実行に関すること。
- (2) 交流館の管理及び運営方法に関すること。
- (3) 関連諸事業との連携に関すること。
- (4) その他交流館を中心市街地活性化の拠点施設として有効に活用するための方策に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 交流館及びその周辺で行う事業の実施団体等の代表者
- (2) 交流館周辺の住民の代表者
- (3) 交流館周辺の商店街関係者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が特に必要であると認めたもの

2 市長は委員を委嘱又は任命するに当たり、青少年、子育て世代等、幅広い世代の参画を求めるよう努めるものとする。

3 協議会に会長1人を置き、委員の互選により定める。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、当該年度の3月末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会長は、協議会を招集し、協議会の議長となる。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。
- 3 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の事務局は、交流館に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。